

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成31年3月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800014 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800034 号

第 1 結論

平成 22 年 4 月から同年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 57 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成 22 年 4 月から同年 6 月まで

私は、請求期間の保険料について、平成 24 年 11 月頃、後納制度を利用し、当時、未納であった 1 年分ぐらいの保険料とともに、コンビニエンスストアにおいて納付した。

請求期間及び未納であった分の保険料の合計は、25 万円くらいであったと思うが、20 万円を預金から引き出し、手持ちの現金と併せて納付した。20 万円を引き出した預金通帳の写しを提出するので、調査した上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の年金記録を管理している制度共通の基礎年金番号は、請求者が 20 歳に到達したことを契機に付番され、その際に、第 1 号被保険者として国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われている。以後、請求期間までの間において、厚生年金保険の被保険者（第 2 号被保険者）資格の取得及び喪失、これに伴う被保険者の種別変更の事務処理が行われ、請求期間については、現在、第 1 号被保険者である期間とされ、その保険料は未納とされているが、請求者は、請求期間の保険料を、平成 24 年 11 月頃、後納制度（制度開始は平成 24 年 10 月 1 日）を利用し、納付したとして、請求期間の年金記録の訂正を求めている。

請求者は、請求期間の保険料について、後納制度を利用して納付した旨陳述しているところ、オンライン記録及び日本年金機構が保管する請求者の国民年金後納保険料納付申込書等によると、請求者は、平成 24 年 8 月 11 日に後納制度の申込みを行い、平成 24 年 10 月 1 日付けで、この申込みが承認された記録が確認できることから、請求者に対して、請求期間に係る納付書が発行され、請求者は、

納付したと主張する時期に、請求期間の保険料を納付することが可能だったものとみられる。

また、請求者は、平成 24 年 11 月頃に、この時点で未納であった保険料とともに請求期間の保険料（45,300 円）を、手持ちの現金と併せてコンビニエンスストアで納付した旨陳述している。オンライン記録によると、平成 24 年 11 月 24 日に、この時点で未納であった平成 23 年 3 月から平成 24 年 2 月までの保険料が納付されていることが確認できるほか、請求者から提出された預金通帳においても、同日に、平成 23 年 3 月から平成 24 年 2 月までの保険料（180,320 円）を上回る 20 万円を預金から引き出した記載が確認でき、これらのことは、請求者の陳述と符合し、その主張に不自然さは見当たらない。

さらに、請求期間は 3 か月と短期間である上、請求期間を除く国民年金加入期間において、保険料の未納はないほか、請求期間直後の平成 22 年 7 月から平成 24 年 5 月までの保険料は、後納制度の申込み後、2 回に分けて、遡って納付されていることから、請求者は、請求期間を含めた保険料の未納の解消に努めていた状況がうかがえる。

しかしながら、コンビニエンスストアにおける保険料の納付に関して、日本年金機構によると、保険料が収納された場合は、各店舗において保険料受領時に「納付書・領収（納付受託）証書 領収（納付受託）控 領収（納付受託）済通知書」（以下「納付書等」という。）に記載されたバーコード情報により読み込んだ収納データが、コンビニエンスストア各本部を経由して、日本年金機構に速報データとして送信されるとともに、同本部において当該データと各店舗から別途送付される領収済通知書を突合した結果、確定した収納データが日本年金機構に送信される。このため、コンビニエンスストア各本部に収納調査依頼を行う際は、保険料を納付した際に用いた納付書等に記載された個別のバーコード情報が必要となるものの、日本年金機構は、請求期間に係る納付書等に記載された個別のバーコード情報、その他の関係資料は保存期間経過のため保管しておらず、納付を確認することができない旨回答している。

また、日本年金機構は、上述のとおり、コンビニエンスストア各本部は、収納データを速報データとして送信した後、一定期間の収納データについてとりまとめを行い、定期的に日本年金機構へ納付情報（確定データ）を電送するとともに、この納付情報に基づいた一括納付書を作成し、歳入代理店に対し、当該期間に係る領収金額を納付しており、この電送された納付情報に係る保険料額と納付された領収金額を突合した上で、初めて納付記録として確定されると回答しているところ、請求者のオンライン記録においては、平成 24 年 11 月 24 日に納付された保険料が、請求期間を除き確定した納付記録とされている。このことを踏まえると、請求者が平成 24 年 11 月 24 日に納付したとする保険料については、請求期間を除く納付情報に係る保険料額及び領収金額に不一致はなかったことがうかがえる。

さらに、請求期間については、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の保険料の納付に係る期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進

され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難いところ、請求者が請求期間の保険料を納付していたことが確実と認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800141 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800035 号

第 1 結論

昭和 56 年 4 月及び同年 5 月の請求期間、昭和 59 年 7 月の請求期間、昭和 63 年 12 月及び平成元年 1 月の請求期間及び平成 2 年 10 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 31 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 56 年 4 月及び同年 5 月
② 昭和 59 年 7 月
③ 昭和 63 年 12 月及び平成元年 1 月
④ 平成 2 年 10 月

私は、保険料納付の詳細は覚えていないが、平成 5 年 5 月頃に、A 市役所で、請求期間①から④までの保険料を納付したと思う。その理由としては、B 金融機関で C 社から住宅購入資金を借り入れる際に、過去に年金の未加入期間と未納期間がないことが融資実行条件である旨説明を受けて同市役所へ行った覚えがあり、その後、融資を受けることができたので、請求期間①から④までの保険料が納付済みとなっていないことはおかしい。調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①から④までは通算 6 か月と短期間である上、請求期間③及び④直後の保険料は納付済みとされている。

しかしながら、請求者は、平成 5 年 5 月頃に、A 市役所で、請求期間①から④までの保険料を納付したと思う旨陳述しているところ、保険料納付の詳細は覚えていないとしていることから、請求者に係る当時の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、戸籍の附票によると、請求者は、当時、D 町（現在は、E 市）に住所を定めていることが確認できる。A 市は、当時、同市に住民登録のない者が、同市役所で国民年金の保険料納付を行うことはできなかつた旨回答していることから、請求者の主張とは相違している。

さらに、日本年金機構が保管する請求者に係るA市の年金資格内容（異動履歴）によると、請求者の国民年金加入手続は、昭和63年8月に行われており、その際に、請求者が直近に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、国民年金に未加入であった昭和61年9月から同年12月までの期間のみを遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間①及び②において被保険者資格を取得しておらず、国民年金に未加入として取り扱われていたものと考えられる。

加えて、請求者の国民年金被保険者資格については、上述の昭和63年8月に行われた加入手続で払い出された国民年金手帳記号番号に基づく昭和61年9月から同年12月までの期間の被保険者資格を取得後、次に被保険者資格を取得したのは、請求期間③直後の平成元年2月から平成2年6月までの期間とされており、その後、被保険者資格を取得したのは、請求期間④直後の平成2年11月から平成3年6月までの期間とされていることが確認でき、これらの被保険者資格については、オンライン記録、D町の国民年金被保険者名簿及び請求者が所持する年金手帳の記載内容とも一致し不自然さは見当たらない。このため、請求者は、請求期間③及び④において被保険者資格を取得しておらず、国民年金に未加入として取り扱われていたものと考えられる。

その上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の昭和63年8月に行われた加入手続で払い出された手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、請求者は、平成5年5月頃に、請求期間①から④までの保険料を納付したと思う理由として、B金融機関でC社から住宅購入資金を借り入れる際に、過去に年金の未加入期間と未納期間（以下「未加入期間等」という。）がないことが融資実行条件である旨説明を受けた覚えがあり、融資を受けることができたので、請求期間①から④までの保険料が納付済みとなっていないことはおかしい旨陳述している。B金融機関は、当時の資料等の保管はなく不明と回答している上、C社の業務の一部を継承しているF社は、過去に年金の未加入期間等が一切ないことが貸付の条件とはされていない旨回答していることから、請求者がC社から住宅購入資金の融資を受けられたことをもって、請求期間①から④までの保険料を納付したとまでは言えない。

このほか、請求者が、請求期間①から④までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間①から④までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800170 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800036 号

第 1 結論

平成 6 年 11 月から平成 7 年 12 月までの請求期間及び平成 9 年 4 月から平成 10 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 46 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 平成 6 年 11 月から平成 7 年 12 月まで

② 平成 9 年 4 月から平成 10 年 3 月まで

私は、親の強い勧めから 20 歳から国民年金に加入し、アルバイト中の収入が多くなかった時でも空白期間ができないように気を付けて納付してきた。請求期間①及び②当時、A 市に居住し、A 市役所で加入手続きを行い、納付は、請求期間①及び②当時、一緒に実家で住んでいた姉に頼むか、自分で毎月、B 又は C 郵便局の窓口で保険料を納付していたと思う。請求期間①後の平成 8 年 1 月から平成 9 年 3 月までについては、海外赴任前研修及び海外赴任のため、未納になっているのは自覚している。しかし、日本国内に居住していた請求期間①及び②が未納になっているのはおかしいので調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、親の強い勧めから 20 歳から国民年金に加入し、請求期間①及び②並びにその間の納付をしていないことを自覚している期間を除き、国民年金被保険者期間について全て保険料を納付しており、未納期間はなく、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、請求者は、請求期間①及び②当時、A 市に居住し、A 市役所で加入手続きを行い、納付は、請求期間①及び②当時、一緒に実家で住んでいた姉に頼むか、自分で毎月、B 又は C 郵便局の窓口で保険料を納付していたと思うとしているところ、国民年金被保険者名簿及び戸籍の附票によれば、請求期間①及び②当時、A 市に居住していたことが確認できるため、同市において加入手続き及び納付をすることは可能であった。

さらに、請求者に 20 歳から国民年金加入を強く勧めた両親及び請求期間①及

び②当時、一緒に実家で住んでいた姉は、国民年金の加入期間において保険料を全て納付しており、両親及び姉の年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者は、請求期間①及び②当時、A市に居住し、A市役所で加入手続を行い、納付は、姉に頼むか、自分で毎月、B又はC郵便局の窓口で保険料を納付していたと思う旨陳述しているところ、加入手続時期、保険料の金額については覚えておらず、請求者の加入手続及び保険料納付についての記憶は、必ずしも明確ではなく詳細は不明である。

また、請求者は、納付について、上述のとおり陳述しているところ、A市は、郵便局で同市における現年度保険料を収納する取扱いが開始されたのは、平成14年4月からであり、請求者の陳述している取扱いと相違し、請求期間①及び②当時、同市内の郵便局で現年度保険料を納付することはできなかったこととなる。

さらに、年金手帳、オンライン記録及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得処理状況によると、請求者の国民年金手帳記号番号(平成8年12月まで使用されていた国民年金の手帳記号番号)については、平成3年10月頃に払い出されたものと推察され、請求者の当該手帳記号番号に係る国民年金の加入手続は、この頃に行われ、その際に平成3年*月*日(20歳到達)を資格取得とする事務手続が行われ、平成6年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格の取得を契機に、国民年金の被保険者資格を喪失している。その後、平成6年11月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているため、請求期間①及び②が含まれる平成6年11月15日以降の国民年金の被保険者資格を再取得するためには、加入手続が必要であった。しかし、請求期間①及び②が含まれる被保険者資格の再取得について、請求者の加入手続についての記憶は必ずしも明確ではなく詳細は不明であり、国民年金の手帳はもらった覚えはないとしており、この厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、上述の資料からは、請求期間①及び②当時に請求者が、国民年金手帳記号番号に基づき国民年金の被保険者の資格を再取得した形跡は見当たらない。

加えて、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の平成3年10月頃に払い出された手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出され、請求期間①及び②に係る国民年金の被保険者資格を取得していた形跡は見当たらない。これらのことから、請求者は、請求期間①及び②当時において国民年金に未加入であったため、請求期間①及び②の保険料を現年度保険料として納付することはできなかったこととなる。

その後、オンライン記録によると、請求者は、平成6年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した際に、付番された手帳記号番号(平成10年4月17日付け基礎年金番号)に基づき、請求期間①及び②後の平成11年12月17日に再び国民年金の資格を取得しているところ、この資格取得は平成12年2月21日に第1号・第3号被保険者取得勸奨が行われた結果、平成12年2月24日に資格取得の事務処理がされていることが確認できる。請求期間①の始期である平成6

年 11 月 15 日の資格取得、請求期間②の終期である平成 10 年 4 月 1 日の資格喪失の事務処理は、平成 11 年 12 月 17 日の再取得の事務処理が行われたと同日の平成 12 年 2 月 24 日に行われたことが確認できる。この事務処理が行われた時点において、請求期間①及び請求期間②のうちの平成 9 年 4 月から同年 12 月までは、既に 2 年の時効が成立しており、保険料を遡って納付することができなかつたものと考えられる。

あわせて、上述の資格取得及び資格喪失の事務処理が行われた時点では、請求期間②のうち、平成 10 年 1 月から同年 3 月までの保険料を過年度保険料として納付することが可能であったものの、請求者は、保険料を遡って納付したことや、まとめて納付したことはないとしていることから、請求期間②のうち平成 10 年 1 月から同年 3 月までの保険料を過年度保険料として納付した事情は見いだせない。

次に前述のとおり、両親及び姉は国民年金の加入期間において保険料を全て納付しており、両親及び姉の年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがわれるものの、請求期間①及び②当時、両親は厚生年金保険に加入している上、姉の国民年金の期間は、厚生年金保険資格喪失から国民年金の切替手続も適切に行われ、その際、A 市において国民年金の手帳記号番号も平成 6 年 6 月頃に払い出されている。これに対し、請求者については、上述のとおり、請求期間①及び②当時において国民年金に未加入であったことから、両親及び姉とは状況が異なり、両親及び姉の年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことをもって、請求者に係る請求期間①及び②の保険料が納付されていたとまでは推認することができない。

このほか、国民年金手帳記号番号が制度上使用されていた時期（平成 8 年 12 月以前）に当たる請求期間①について、請求者が保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）及び保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、基礎年金番号が制度上使用されている時期（平成 9 年 1 月以降）に当たる請求期間②について、請求者が保険料を納付していたことが確実に認められる関連資料はなく、ほかに請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800144号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800084号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年7月1日から同年9月1日まで

請求期間に係る標準報酬月額の改定について、B厚生年金基金から連絡があり、厚生年金基金には記録されているが、国には記録されていないことが分かった。

その後、厚生年金保険被保険者月額変更届が事業主から提出され、標準報酬月額は訂正されたものの、請求期間については、訂正後の標準報酬月額の記録が年金額に反映しない記録となっているので、当該期間の標準報酬月額の記録を年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、当初、13万4,000円と記録されていたところ、A社は、B厚生年金基金に対して、請求者の月額変更に係る届出を行ったものの、年金事務所への届出を失念していたとして、年金事務所に対し厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年11月20日に提出したため、当該期間の標準報酬月額は15万円に訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)として記録されている。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、A社から提出された賃金台帳により、平成22年4月から同年6月までの報酬月額に基づき改定される当該期間の標準報酬月額は15万円であると認められ、厚生年金保険料控除額(8,109円)に見合う当該期間の標準報酬月額は13万4,000円であることが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以

下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、報酬月額に基づく請求期間の標準報酬月額(15万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(13万4,000円)を上回っているものの、厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法の対象とならないため、訂正は認められない。